

－日本年金機構－

職員の不正行為

1件 不当金額(収入) 130万円

日本年金機構鶴岡年金事務所において、厚生年金徴収課の職員が、厚生年金保険料、健康保険料等の収納事務に従事中、平成28年2月から30年2月までの間に、滞納事業主から直接現金で受領した厚生年金保険料及び健康保険料の一部を国庫に払い込まずに、計130万円を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額は、令和元年7月までに全額が同人から返納されている。